

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類  | 定期監査及び行政監査  |
| 2 | 監査の対象   | 消防本部<br>令和6年度4月～8月分 必要に応じて令和5年度分                        |
| 3 | 監査の着眼点  | 令和6年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画<br>(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所  |
| 5 | 監査の日程   | 令和6年10月1日～令和6年11月13日                                    |
| 6 | 監査の結果   |   |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。  
なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 令和5年12月改正（施行は令和6年1月）前の岐阜市予算規則第13条第1項（改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定しており、債務を負担することを決定するときを、支出負担行為を整理する時期としている。

しかしながら、令和5年度消防本部における多言語同時通訳業務に関する負担金について、令和5年4月1日付けで県と覚書が交わされていたが、令和5年6月6日に至るまで支出負担行為書が作成されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、消防総務課、消防課及び瑞穂消防署が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計

事務の執行に努められたい。